



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

598	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
599	〃	( 〃 ).....	2
600	〃	( 〃 ).....	2
601	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
602	〃	( 〃 ).....	3
603	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
604	〃	( 〃 ).....	3
605	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	4
606	〃	( 〃 ).....	4
607	〃	( 〃 ).....	5
608	〃	( 〃 ).....	5
609	〃	( 〃 ).....	5
610	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	6
611	〃	( 〃 ).....	7
612	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
613	〃	( 〃 ).....	7
614	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

### ○ 選挙管理委員会告示

54	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	8
55	政治団体の解散の届出	.....	9
56	政治団体の収支報告書の要旨	.....	9
57	政治団体の設立の届出	.....	12
58	資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	12
59	平成24年和歌山県選挙管理委員会告示第86号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	12
60	平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	12
61	平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	13
62	平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	14

### ○ 警察本部告示

2	捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	14
---	--	-------	----

### ○ 内水面漁場管理委員会指示

2	潜水器漁法の禁止に関する委員会指示	.....	16
---	-------------------	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(警察本部).....	16
--	------	-------------	----

## 告 示

## 和歌山県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ポプラ調剤薬局神島店	田辺市文里一丁目20番24号	—	前田隆司	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	—	李祐子	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第600号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ツジムラ薬局	海南市名高243-4	—	辻村悦子	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第601号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月16日まで縦覧に供する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第20号	橋本市菖蒲谷字松之本121

## 和歌山県告示第602号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月16日まで縦覧に供する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第21号-1	海南市大野中字山王1063-1外3筆
平成28年度第21号-2	海南市七山字下和佐田186外14筆
平成28年度第21号-3	海南市下津町方字宮ノ前143-1外1筆
平成28年度第21号-4	海南市下津町黒田字岩ヶ谷南原496-1外1筆

## 和歌山県告示第603号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市相賀字古河855の2、858の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古河855の2、858の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第604号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字大野2645
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第605号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第606号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第607号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第608号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第609号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日高川町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第610号

平成28年和歌山県告示第361号(以下「告示第361号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
尾西由希雄  
今城綱一  
今城久子  
今城近子  
霧谷長左エ門  
有限会社都商事  
本山美地  
木村好秀  
野田庚一郎  
中谷弘  
河野信雪  
津山見治  
阪本義美  
田中藤四郎
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第361号のとおり

## 和歌山県告示第611号

平成28年和歌山県告示第362号（以下「告示第362号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方  
森川浩己  
前芝長子
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第362号のとおり

## 和歌山県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 作業期間 平成28年6月5日から同年7月29日まで
- 作業地域 和歌山県有田市の一部

## 和歌山県告示第613号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 作業期間 平成28年5月31日から平成29年3月31日まで
- 作業地域 和歌山県御坊市、海南市、有田郡有田川町、湯浅町、広川町、日高郡由良町、日高町、日高川町、印南町及び美浜町一円

## 和歌山県告示第614号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3346	海南市重根字深田781番1の一部、781番2の一部、781番3の一部、782番2の一部、782番3の一部、783番の一部	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 八木健次	平成 28. 5. 18	6.00	39.00

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党遺族会和歌山県支部	森益男	会計責任者	谷内淳	服部康伸	平成28.4.1
民進党和歌山県総支部連合会	岸本周平	政治団体の名称	民進党和歌山県総支部連合会	民主党和歌山県総支部連合会	平成28.4.13
民進党和歌山県参議院選挙区第1総支部	坂田隆徳	政治団体の名称	民進党和歌山県参議院選挙区第1総支部	民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	平成28.4.14
民進党和歌山県第2区総支部	坂田隆徳	政治団体の名称	民進党和歌山県第2区総支部	民進党和歌山県参議院選挙区第1総支部	平成28.5.10

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
津本芳光後援会	大前一明	政治団体の名称	津本芳光後援会	田中さち子後援会	平成28.3.1
		主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町粉白58	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮156-1	平成28.3.1
		代表者	大前一明	山田大	平成28.3.1
		会計責任者	田中幸子	山田浩美	平成28.3.1
和歌山県鍼灸師連盟	中田浩	会計責任者	藪中浩之	尾谷正剛	平成27.4.1
和歌山県暮らしを守る会	深瀬政福	会計責任者	外山正季	長谷川勝	平成28.4.1
紀の川市仁坂吉伸後援会	根来公士	会計責任者	林信良	田村武	平成28.4.1
小松ひでお後援会	小松新一郎	会計責任者	浜井司	浜井賢司	平成28.4.1
新宮市医師連盟	湊口博之	会計責任者	谷田伸	八木賢	平成28.4.1
仁坂吉伸美浜町後援会	森下誠史	会計責任者	笠野和男	上田収司	平成28.4.1
日本遺族政治連盟和歌山県本部	森益男	会計責任者	谷内淳	服部康伸	平成28.4.1



和歌山県水落敏栄後援会	森益男	会計責任者	谷内淳	服部康伸	平成 28.4.1
世耕弘成新宮後援会	尾崎征朗	主たる事務所の所在地	新宮市谷王子町2-7	新宮市緑ヶ丘3丁目3-30	平成 28.3.20
高垣典生後援会	和田拓司	代表者	和田拓司	池上徳松	平成 27.1.31
間所正好後援会	間所義次	会計責任者	間所すみよ	岡山重人	平成 28.4.18
松下修巳後援会	平見視信	会計責任者	松下修巳	吹石節子	平成 28.4.26

## 和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民主党和歌山県第2区総支部	岸本周平	平成 28.4.30

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山下邦弘後援会	水尻由己男	平成 28.3.29
辻本隆司後援会	戸田照彦	平成 28.3.31
西山泰弘後援会	西山泰弘	平成 28.3.31
高垣典生後援会	和田拓司	平成 28.4.15
長坂隆司後援会	八幡孝平	平成 28.2.18
ちかひろ後援会	坂口親宏	平成 28.4.11
たかおしやすし後援会	野田卓	平成 28.4.25

## 和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

## 政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

## 西山泰弘後援会

報告年月日 28.04.04

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 高垣典生後援会

報告年月日 28.04.15

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

## 民主党和歌山県第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

法第十九条の七第一項第一号

岸本 周平

衆議院議員

報告年月日 28.03.01

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 山下邦弘後援会

報告年月日 28.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 辻本隆司後援会

報告年月日 28.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 西山泰弘後援会

報告年月日 28.04.04

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 高垣典生後援会

報告年月日 28.04.15

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## 長坂隆司後援会

報告年月日 28.02.17

1 収入総額	0
2 支出総額	<u>0</u>

## ちかひろ後援会

報告年月日 28.03.22

1 収入総額	<u>1,651,247</u>
前年繰越額	1,651,247
2 支出総額	<u>969,236</u>
3 支出の内訳	
経常経費	762,865
人件費	355,750
備品・消耗品費	407,115
政治活動費	206,371
組織活動費	153,110
機関紙誌の発行その他の事業費	1,010

宣伝事業費	1,010
調査研究費	52,251

## たかおしやすし後援会

報告年月日 28.04.25

1 収入総額	<u>21,403</u>
前年繰越額	21,403
2 支出総額	<u>0</u>

政治団体の収支報告書（平成28年分）の要旨

## 民主党和歌山県第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

法第十九条の七第一項第一号

岸本 周平

衆議院議員

報告年月日 28.05.09

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 山下邦弘後援会

報告年月日 28.03.30

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 辻本隆司後援会

報告年月日 28.03.31

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 西山泰弘後援会

報告年月日 28.04.04

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 高垣典生後援会

報告年月日 28.04.15

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## 長坂隆司後援会

報告年月日 28.04.18

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

## ちかひろ後援会

報告年月日 28.04.19

1 収入総額	<u>682,011</u>
前年繰越額	682,011
2 支出総額	<u>682,011</u>
3 支出の内訳	
政治活動費	682,011
寄附・交付金	682,011

## たかおしやすし後援会

報告年月日 28.04.25

1 収入総額	<u>21,403</u>
前年繰越額	21,403
2 支出総額	<u>0</u>

**和歌山県選挙管理委員会告示第57号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひまわり和歌山	豊田泰史	琴浦龍彦	和歌山市六番丁24 ニッセイビル11階 あすか綜合法律事務所内	平成 28.5.13

**和歌山県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
坂田隆徳	さかた会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成 28.4.26

**和歌山県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成24年和歌山県選挙管理委員会告示第86号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表世耕弘成後援会の項中

「2 支出総額 36,797,567 」を「2 支出総額 36,737,067 」に、  
 「 経常経費 32,067,246 」を「 経常経費 32,056,746 」に、  
 「 事務所費 8,643,757      「 事務所費 8,633,257  
 政治活動費 4,730,321      を 政治活動費 4,680,321 に  
 組織活動費 2,447,436      組織活動費 2,397,436 」

訂正する。

**和歌山県選挙管理委員会告示第60号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表世耕弘成後援会の項中

「1 収入総額 前年繰越額	36,140,348 395,831	を	「1 収入総額 前年繰越額	36,200,848 456,331	に、
「2 支出総額	35,028,720	」を	「2 支出総額	34,968,220	」に、
「 経常経費	30,640,243	」を	「 経常経費	30,629,743	」に、
「 事務所費 政治活動費 組織活動費	8,702,545 4,388,477 2,181,969	」を	「 事務所費 政治活動費 組織活動費	8,692,045 4,338,477 2,131,969	」に

訂正する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部の項中

「1 収入総額 本年収入額	29,682,140 29,682,140	を	「1 収入総額 本年収入額	30,674,632 30,674,632	に、
2 支出総額	29,682,140	」	2 支出総額	30,674,632	」
「 寄附	9,558,740	」を	「 寄附	10,551,232	」に、
「 団体からの寄附 政治団体からの寄附	2,058,740 7,430,000	」を	「 団体からの寄附 政治団体からの寄附	1,958,740 8,522,492	」に、
「 経常経費 人件費	21,201,323 15,229,167	」を	「 経常経費 人件費	21,967,540 15,995,384	」に、
「 政治活動費	8,480,817	」を	「 政治活動費	8,707,092	」に、
「 選挙関係費	5,451,807	」を	「 選挙関係費	5,678,082	」に、
「 築野食品工業（株） 日高郡町村会	300,000 100,000	かつらぎ町 御坊市	」を		
「 築野食品工業（株）	300,000	かつらぎ町	」に、		
「 和歌山県不動産政治連盟	150,000	海南市	」を		
「 和歌山県不動産政治連盟 紀成会	150,000 1,092,492	海南市 東京都千代田区	」に		

訂正し、【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表世耕弘成後援会の項中

「1 収入総額 前年繰越額	48,670,860 1,111,628	を	「1 収入総額 前年繰越額	48,791,860 1,232,628	に、
「2 支出総額	48,099,785	」を	「2 支出総額	47,823,510	」に、
「 経常経費	38,496,868	」を	「 経常経費	38,270,593	」に、
「 光熱水費	526,012	」を	「 光熱水費	299,737	」に、
「 政治活動費 組織活動費	9,602,917 7,222,653	」を	「 政治活動費 組織活動費	9,552,917 7,172,653	」に

訂正する。

### 和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨【国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）】の表世耕弘成後援会の項中

「1 収入総額 前年繰越額	44,576,340 571,075	を	「1 収入総額 前年繰越額	44,973,615 968,350	に、
「2 支出総額	43,723,374	」を	「2 支出総額	43,673,374	」に、
「 政治活動費 組織活動費	2,562,609 1,838,109	」を	「 政治活動費 組織活動費	2,512,609 1,788,109	」に

訂正する。

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年6月3日

和歌山県警察本部長 直江 利克

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 購入物品の名称及び数量

捜査支援移動式カメラシステム 96式

##### (2) 購入物品の仕様等

捜査支援移動式カメラシステム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年6月3日（金）において、次に掲げる要件の

いずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年6月3日（金）から同月22日（水）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室8

## (2) 日時

平成28年6月14日（火）午前10時

## 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年6月3日（金）から同年7月4日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成28年7月4日（月）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

## 6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

## 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年7月11日（月）までに通知するものとする。

## 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年7月15日（金）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年7月20日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 内水面漁場管理委員会指示

### 和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成28年6月3日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

## 1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県内水面漁業調整規則（平成16年和歌山県規則第55号）第32条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

## 2 指示する期間

平成28年6月5日から平成30年6月4日まで

## 公 告

### 入札公告

捜査支援移動式カメラシステム購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務



の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年6月3日

和歌山県警察本部長 直江利克

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度

(2) 購入物品の名称及び数量

捜査支援移動式カメラシステム 96式

(3) 履行期限

平成28年11月25日

(4) 購入物品の仕様等

捜査支援移動式カメラシステム仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 納入場所

仕様書のとおり。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県警察本部告示第2号に規定する捜査支援移動式カメラシステム購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成28年6月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年6月3日（金）から同月22日（水）までの間に会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成28年6月14日（火）午前10時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部本部1階 会議室8

## イ 入札日時

平成28年7月25日（月）午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成28年7月25日（月）午前11時までに会計課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Investigation Support High Sensitive Camera System, 96 units

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Monday 25 July 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 11:00 a.m. Monday 25 July 2016)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120